## 《最後の言葉の遺し方》

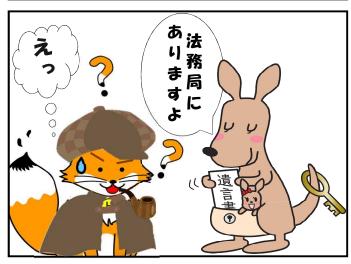




最期の言葉を確実に、 そして正確に遺せる手段は 多くはありません。

もしかしたら、遺した言葉が 見つからないかもしれません。





法務局には、あなたの遺言書を保管する制度があります!! 法務局で大切に保管するため、

なくなったり、書き換えられたり することもありません。





さらに、法務局で遺言書を保管した場合、 あなたが亡くなった時に、事前に指定した人に 対して、法務局に遺言書があることを お知らせいたします!!



大切な人のために、あなたの思いを遺しませんか?

ホームページも参照願います。



自筆証書遺言書保管制度 法務省

